

平成 23 年度～平成 25 年度

「ふじさわの新しい公共」を担う
活発な市民活動の実現を目指して

藤沢市市民活動推進計画



「ふじさわの新しい公共」を担う 活発な市民活動の実現を目指します

1995年の阪神・淡路大震災を契機として、「市民活動」の重要性が改めて認識されました。1998年には特定非営利活動促進法が制定され、市民活動・ボランティア活動に対する社会的関心が一層高まり、地域の活動に参加する人々は年々増加しています。

藤沢市でも、古くから市民の皆様や多様な市民団体による活動が盛んで、これが推進力となって創造性豊かな活力ある地域社会が育まれてきました。

2001年には、市民活動推進条例を制定し、また市民活動推進センターを開設するなど、誰もが市民活動に参加しやすい環境の整備を進めてまいりました。一方、2005年に策定した市民活動推進計画により、市民・市民活動団体・行政が協働してまちづくりを行うための仕組みが充実されました。

そして、いよいよ今年度、藤沢市の将来の夢を描いた「藤沢市新総合計画～私たちの政府が創る、いまも未来も住み続けたいまち湘南ふじさわ～」がスタートしました。この計画を実現させるためには、市民の皆様をはじめ、地域や学校、さまざまな団体、企業、行政が積極的に連携・協力することが不可欠です。このリーダー的な役割を果たすのが、市民活動団体の皆様です。

今回改定した市民活動推進計画では「『ふじさわの新しい公共』を担う活発な市民活動の実現を目指します」を目標として、3つの指針と15の施策を掲げています。皆様のご理解とご協力があつてこそ、市民の皆様と地域が主体となる「藤沢づくり」を推進していくことができると考えておりますので、引き続きお力添えくださいますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、計画案をまとめていただいた藤沢市市民活動推進委員会委員の皆様、並びに、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

2011年（平成23年）3月

海老根靖典

【目次】

はじめに～藤沢市市民活動推進計画とは	・・・ 1
--------------------	-------

第1章 市民活動における現在の潮流	・・・ 3
-------------------	-------

第2章 本市における市民活動の現状	・・・ 5
-------------------	-------

第1節 本市における市民活動の推進に関する取り組み状況	・・・ 5
第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題	・・・ 7

第3章 市民活動の推進に関する基本理念	・・・ 11
---------------------	--------

第1節 本市における市民活動の推進に関する基本理念	・・・ 11
第2節 藤沢市新総合計画における基本理念	・・・ 11

第4章 市民活動を推進するための取り組み	・・・ 13
----------------------	--------

第1節 藤沢市市民活動推進計画の目標	・・・ 13
第2節 基本的な指針及び基本的な施策	・・・ 14
指針1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備	・・・ 17
指針2 市民活動団体の自立と活動に対する支援	・・・ 22
指針3 市民活動団体の多様な協働の推進	・・・ 27
第3節 藤沢市市民活動推進計画の推進体制及び進捗管理	・・・ 32

資料編

1. 藤沢市市民活動推進条例	・・・ 資料1
2. 藤沢市市民活動推進計画策定経過	・・・ 資料9
3. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿	・・・ 資料11
4. 「藤沢市市民活動推進計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果	・・・ 資料12
5. 藤沢市市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート	・・・ 資料15

はじめに～藤沢市市民活動推進計画とは

本市では、藤沢市市民活動推進条例第3条に掲げる基本理念「市民活動¹が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。」に則り、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるため、同条例で設置する藤沢市市民活動推進委員会の調査審議を踏まえ、公益²的な市民活動を行い、または行おうとするものを対象として、平成18年度から平成22年度までの5カ年における「藤沢市市民活動推進計画」を策定しました。

この藤沢市市民活動推進計画は、「ふじさわ総合計画2020」の基本計画における基本目標7「全ての市民が協働してすすめるまち」を実現するため、これまで、本市における市民活動が活発に行われるため、様々な市民活動推進施策を行ってきました。

現計画の策定から概ね5年が経過し、その間に社会情勢の変化や法令改正が行われ、市民活動団体や特定非営利活動法人を取り巻く状況も変わってきました。

また、平成22年度に策定され、平成23年度から始まる藤沢市新総合計画では、「わたしたちの政府が創る、いまでも未来も住み続けたいまち『湘南ふじさわ』」を将来像とし、新しい都市ビジョンと方向性を掲げました。

このような様々な状況の変化に対応するため、現在までの実施施策や成果の検証を踏まえ、新しい「藤沢市市民活動推進計画」を策定しました。

藤沢市市民活動推進計画は、藤沢市市民活動推進条例第7条に基づいて定められ、(1)活動の場所の整備、(2)情報の収集及び提供、(3)市民活動を行うものに対する支援、(4)市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進、の基本施策を、総合的かつ計画的に行うための計画です。

本計画は、藤沢市新総合計画を踏まえながら、その実施計画との連携を図るため、平成23年度から平成25年度までの3カ年の計画として策定しました。

¹市民活動：市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない（市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない）活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

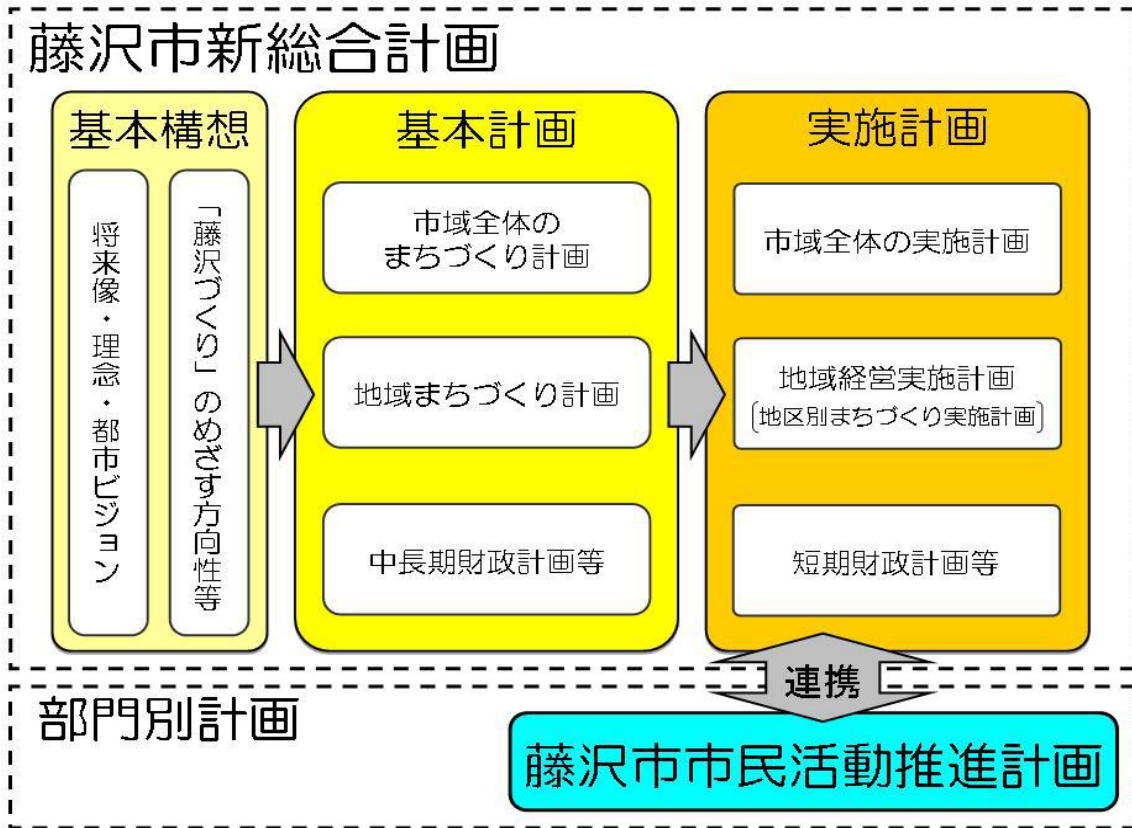
（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

（3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（党外候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

²公益：広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、私益（一個人や一組織の構成員のための利益）や共益（組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益）を超えた社会全体の利益（不特定多数の利益）をいいます。

【市民活動推進計画と新総合計画の関係】



第1章 市民活動における現在の潮流

平成18年度に藤沢市市民活動推進計画が策定されてから本年度までの5年間における市民活動を取り巻く状況を概観すると、幾つかの特徴的な動きがあることが分かります。

第1は、2006年（平成18年）5月に公益法人制度改革関連3法が成立し、2009年（平成21年）3月には全国初の公益社団法人が誕生したことが挙げられます。新公益法人制度では公益性の認定に明確な基準が設けられましたが、今後、市民活動団体や特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の活動に対する評価という面では少なからず影響を与えるものと思われます。

第2は、特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行されてから10年が経過したことです。

2010年（平成22年）5月末には全国で認証されたNPO法人数が4万を超えましたが、市民活動団体やNPOが社会的な存在であるという認識が高まった一方で、その役割に対する期待が急速に膨らんだ時期であるといえます。

第3は、2009年（平成21年）9月の第173回国会における鳩山総理の所信表明演説に基づき、2010年（平成22年）1月に「新しい公共」円卓会議が設置され、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについての議論が国レベルで行われていることです。

同会議が同年6月に発表した「新しい公共」宣言では、「新しい公共」の具体的なイメージを幾つか提示しています。これまで地方自治体が推進してきた市民活動団体やNPOの活動に対する基盤整備や協働事業を国の施策として展開するようになれば、我が国の社会構造自体が変革する可能性もあります。

「新しい公共」の具体的なイメージ

- 非営利セクターの活性化とソーシャルキャピタル³の育成
- 新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成
- 公共サービスのイノベーション⁴
- 新しい発想によって地域の力を引き出す
- 「共感とコミットメント⁵」の経済活動による社会のつながりの形成
- 民間による組織的な公共的支援活動

³ ソーシャルキャピタル：人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、「社会的ネットワーク」とそこから発生する「規範」と「信頼関係」などの社会組織のことを示します。

⁴ イノベーション：物事の「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のことで、新しい技術の発明だけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を示します。

⁵ 共感とコミットメント：コミットメントは「委任、約束、責任」という意味で、ある目標などに対して、メンバーが心から共感し、お互いの責務に基づいて、目標の実現に取り組むことを意味します。

第4は、神奈川県が、2010年（平成22年）3月に「ボランティア団体⁶等と県との協働の推進に関する条例」を制定したことです。

ボランティア団体等との協働に関する施策と、その基盤となるボランティア活動の促進に関する施策を安定的・継続的に推進していくための条例が県レベルで制定されたことにより、行政、県民、ボランティア団体、企業など、地域で活動する様々な主体が協働して、ともに公共を担う協働型社会づくりがさらに推進されることが期待されます。

第5は、藤沢市が2011年（平成23年）から始まる新総合計画の策定にあたって、「市民・企業等と行政によるパートナーシップ（新しい公共づくり）」を基本理念の一つとしていることです。

市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政のパートナーシップを強化することにより、それぞれの持つ資源やノウハウを活用して、多様な主体との公民連携による「新しい公共」づくりが推進されることとなります。

今回、藤沢市市民活動推進計画の改定にあたっては、こうした現在の潮流を敏感に反映するとともに藤沢らしさを重視し、その上で実現性と実効性の高い項目に比重を置いて構成することとしました。

⁶ ボランティア団体：ボランティア活動※に取り組むNPO法人、法人格を持たない団体及び個人を示します。（神奈川県 ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第2項）

※ボランティア活動：不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動で次の各号のいずれにも該当しないものを示します。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- （3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

（神奈川県 ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第1項）